

訪問介護重要事項説明書

令和6年4月1日 作成

この訪問介護重要事項説明書は、お客様が、訪問介護サービスを受けられるに際し、お客様やそのご家族に対し、当社の事業運営規程の概要や訪問介護従事者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 事業の目的

アシナトランジット株式会社が開設するアシナヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な訪問介護を提供することを目的とする。

2. 運営の方針

事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 当事業所が提供するサービスについてのご相談窓口

電話番号	(0847)44-6291	午前7時30分～午後4時30分
担当者	川淵あゆみ	* ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

4. 当事業所の概要

事業所名	アシナヘルパーステーション
所在地	〒726-0002 広島県府中市鵜飼町700番地8
電話番号	(0847)44-6291 Fax (0847)44-9133
介護保険事業所番号	広島県 3471700249
提供できるサービス	訪問介護
サービス提供地域	府中市及び福山市新市町、駅家町、芦田町、神辺町

* 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談下さい。

5. 当事業所の職員体制

職 種		常 勤	非常勤	合 計
管 理 者		1 名		1 名
サ ー ビ ス 提 供 責 任 者		1 名		1 名
サービス 従業者	介 護 福 祉 士	1 名	4 名	5 名
	看 護 師	2 名	0 名	2 名
	実務者研修修了者	1 名	0 名	1 名
	初 任 修 了 者	1 名	10 名	11 名

6. 営業日及び営業時間

営 業 日	下記の休業日を除く毎日	月～金 午前 7 時 30 分～午後 4 時 30 分 土 午前 7 時 30 分～午後 12 時 30 分
休 業 日	日曜日、1/1～1/3	

* 上記の時間以外の場合でも、ご希望の方はご相談下さい。

7. サービスの概要

身体介護	食 事 介 助	食事の介助で、全面介助一部介助又は見守りがあり、配膳から片づけまで含まれます。
	入 浴 介 助	入浴準備、浴槽への誘導や見守り、入浴中の洗身、洗髪などを行います。
	排 せ っ 介 助	トイレ誘導や見守り、ポータブルトイレへ移動の介助、おむつ交換、尿便後後始末、陰部臀部清拭など。
	清拭・整容の介助	全身又は部分清拭、洗面介助（うがい、歯磨き）・髭の手入れ、洗髪・髪の手入れ等の介助、義歯洗浄など。 日常的な行為としての身体の整容、
	移 動 介 助	車椅子・歩行介助などを身体状況に合わせて行います。
	服 薬 確 認	一包化された薬の準備や声掛け等、服薬のお手伝いをします。
	更 衣 介 助	服の着脱の介助、なるべくご利用者が自分で行えるように配慮しながら行います。
	通院等の外出介助	病院への通院、ご利用者の身体状況によって車椅子や歩行の介助を行います。ご利用者及びヘルパーの交通費は、原則としてご利用者負担となります。
	起 床 介 助	早朝又は朝、起床及びこれに伴う着替えや整容の介助を行います。
	就 寝 介 助	夜間又は深夜、就寝の為の着替え、おむつ着用などの介助を行います。
生活援助	買 物	日用品や食料品等の生活必需品の買物代行。
	調 理	ご利用者の為の一般的な調理・配膳、食後の後片付け及び食品の管理を行います。
	掃 除 ・ 整 理 整 頓	ご利用者が日常生活に使用している居室・台所・トイレ・風呂場等の掃除、ゴミ捨て、布団干し。シーツ交換、日常生活用品の整理整頓、季節の衣服の入れ替えなど。
	洗 濯 ・ 整 理 補 修	日常的な衣類の洗濯、乾燥、取り込み整理、小物のアイロンがけ、ボタン付けや衣類のほつれの修繕など、専門的でなく短時間でできる範囲の補修など。
通院等乗降介助	通院等のための乗車又は降車の介助	要介護者である利用者にたいして、通院等のため、訪問介護員が、自らの運転するタクシーへの乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動との介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。 薬の受取り、通院時の受付代行。

8. 保険適用外のサービスの概要

	移 送	買物送迎・墓参り送迎などの移送
	掃 除	草取り・水やり・ペットの世話・剪定等の園芸・大掃除など
	付 添 い	趣味活動への付添い・旅行等の付添いなど

9. 利用料金

- (1) 介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割です。但し介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。

料金表（基本料金・昼間 午前8時から午後6時まで）

サービス区分 報酬単位			介護報酬単位	お客様負担額 (1回当たり)
身 体 介 護	20 分未満)	163	1, 6 3 0 円	1 6 3 円
	20 分以上 30 分未満)	244	2, 4 4 0 円	2 4 4 円
	30 分以上 1 時間未満	387	3, 8 7 0 円	3 8 7 円
	1 時間以上 579 単位 に 30 分増すごとに +84 単位	567 +82	5, 6 7 0 円 追加 8 2 0 円	5 6 7 円 追加 8 2 円
生 活 援 助	20 分以上 45 分未満	179	1, 7 9 0 円	1 7 9 円
	45 分以上	220	2, 2 0 0 円	2 2 0 円
通 院 等 乗 降 介 助	1 回につき	97	9 7 0 円	9 7 円
訪 問 介 護 初 回 加 算	初回のみ	200	2, 0 0 0 円	2 0 0 円
緊 急 時 訪問介護加算	計画にない緊急な身 体介護を行なった時	100	1, 0 0 0 円	1 0 0 円

※身体介護に引き続き生活援助を行った場合、25 分ごとに+65 単位（上限 70 分以上）

基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は、50%増しとなります。

- * 上表の料金設定に基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。
- * やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は2名分の料金となります。
- * 介護保険法適用の場合でも、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は基本料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、当該市町窓口に提出し、払い戻しを受けて下さい。
- * 居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったんお客様が基本料金をお支払い下さい。サービス提供証明書を発行しますので、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求して下さい。

(2) 交通費

前記、当事業所のサービス提供地域以外のお客様は、サービス従業者が訪問するための交通費の実費（自動車を使用した場合は1km当たり20円）が必要となります。

(3) 支払方法

ご利用料金は、次の方法によりお支払い頂きますようお願いいたします。

(ア) 現金払い（月1回定められた日にお支払い願います。）

10. キャンセル

- (1) お客様のご都合でサービスの利用を中止する際には、サービス実施日の前日までにご連絡下さいますようお願い致します。サービス利用前1時間前からのキャンセルは、以下のキャンセル料を申し受けることになりますので、ご了承下さい。但し、お客様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。
- (2) キャンセル料は、介護報酬（10割）の6割相当をお支払い頂きます。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用1時間前まで	無 料	
サービス利用前1時間以内	介護報酬（10割）の60%	

11. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話等でお申込下さい。当事業所職員がお伺い致します。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始致します。（居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。）

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出下さい。お客様の病変、急な入院などやむを得ない理由がある場合は、1週間以内の通知でサービスを終了させることができます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

＊お客様が介護保険施設に入所した場合

＊介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

＊お客様がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合

④ その他

- ◇ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、又は当事業所が破産した場合、お客様は即座にサービスを終了することができます。
- ◇ お客様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、又はお客様やご家族の方等が当事業所やサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。
- ◇ 地震・噴火等の天災等、事業者の責に帰すべからざる事由により、サービスの実施が出来なくなった場合には、当事業所はお客様に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

1 2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者	川淵あゆみ
-------------	-----	-------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 相談・要望・苦情などの窓口

訪問介護サービスに関する相談・要望・苦情などは、サービス提供責任者又は、下記窓口までお申し出下さい。

① 当事業所サービス相談窓口

電話番号：(0847)44-6291 担当 川淵

(受付時間 事業所の営業時間内)

当事業所以外に、市区町村の相談窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

② 府中市健康福祉部 長寿支援課 介護福祉係

〒726-8601

広島県府中市府川町 315

電話番号：(0847)40-0222

③ 福山市介護保険課

〒720-0065

広島県福山市東桜町 3 番 5 号福山市役所内

電話番号：(084)928-1166

④ 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

〒730 - 0004

広島県広島市中区東白島町 19 番 49 号国保会館内

電話番号：(082) 554-0783